

支部重要業績評価指標(KPI)一覧

資料4

		令和5年度					令和6年度			
具体的施策	KPI	富山			全国	未達成要因	KPI 赤字:令和5年度からの変更点	富山	令和6年度の主な取り組み	
		目標	結果	達成状況	結果			目標		
基盤的保険者機能関係	サービス水準の向上	サービススタンダードの達成状況を100%とする	100%	100%	達成	99.9%		サービススタンダードの達成状況を100%とする	100%	マニュアルに基づく効率的な審査および日次進捗管理を徹底する。併せて事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する。
		現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする	96.0%	93.7%	未達成	95.6%	目標の指標となった令和4年度は、新型コロナウイルス感染による傷病手当金申請件数が大幅に増加したことにより郵送化率も向上したが、令和5年度は申請件数が大幅に減少し、郵送化率も伸び悩んだ。	現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする	93.7%	広報誌や電話でのお問い合わせ時、窓口での申請時に郵送による申請を逐次依頼する。併せて加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、受電体制及び窓口体制の標準化を促進し、お客様満足度の向上を図る。
	効果的なレセプト内容点検の推進	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする	0.170%	0.272%	達成	0.423%		協会のレセプト点検の査定率について前年度以上とする	0.101%	・個人面談やミーティングを通し、点検員一人ひとりの査定率アップに対する意識改革を図る。 ・診療報酬改定に伴い、支部点検員のスキルアップのため外部講師による研修会を実施する。
		協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	4,372円	8,114円	達成	8,472円		協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする	8,114円	・「支払基金のレセプト審査区分」「全国の査定事例」等を活用し、高点数レセプトの点検を優先的かつ効率的に実施する。 ・診療報酬改定に伴い、支部点検員のスキルアップのため外部講師による研修会を実施する。
	柔道整復施術療養費の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	1.09%以下	1.09%	達成	0.83%		(KPIから削除)	—	柔道整復施術療養費について、多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、縦覧分析での対象者抽出を行い、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を行う。
	返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする	92.55%	89.83%	未達成	82.10%	保険証回収率が高かった公務員系事業所が令和4年10月に共済組合に移管されたことに伴い、厳しい状況の中で回収に努めたが、前年度値を上回ることができなかった。	日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化(健康保険証の廃止)が行われるまでの取組とする	89.83%	日本年金機構の資格喪失処理後10営業日以内に保険証未回収者に対する返納一次催告を行うことを徹底するとともに、二次催告の際は事業主宛にも文書催告を実施し、事業主からの回答票に電話番号が記載されている場合は、電話催告を実施する。
		返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする	68.39%	64.96%	未達成	53.29%	高額債権の発生や、調査をしても住所(居所)が判明しない債権、死亡者の相続人が不明である債権も存在し、収納率が向上できなかった。	返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率を前年度以上とする	72.93%	・高額債権は速やかに電話連絡や訪問による催告を実施し、保険者間調整の利用勧奨により確実な回収を図る。 ・納付意思のない債務者に対しては、弁護士名による催告、法的手続を実施し回収を図る。
被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする	94.0%	93.1%	未達成	89.1%	未提出事業所に対する督促の勧奨方法が、被扶養者状況リストを同封した方法から、圧着はがきの送付のみに変更されたことから、電話催告等も実施したものの、勧奨効果が低下し未達成となった。	(KPIから削除)	—	期限内に提出がなかった事業所に対して文書催告、電話勧奨等を実施する。	

支部重要業績評価指標(KPI)一覧

資料4

		令和5年度					令和6年度			
具体的施策	KPI	富山			全国	未達成要因	KPI 赤字:令和5年度からの変更点	富山	令和6年度の主な取り組み	
		目標	結果	達成状況	結果			目標		
戦略的 保険者 機能 関係	特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	生活習慣病予防健診受診率を71.1%以上とする	71.1%	75.0%	達成	57.7%	生活習慣病予防健診実施率を76.7%以上とする	76.7%	・とやま健康企業宣言の普及・拡大を推進するとともに、宣言事業所へのフオコ一等を通じて、健診100%実施を促進する。 ・事業所に対し、事業者健診から生活習慣病予防健診への切替勧奨を実施する。 ・被保険者個人への制度周知の送付を実施する。	
		事業者健診データ取得率を12.3%以上とする	12.3%	7.1%	未達成	7.1%	事業者健診から生活習慣病予防健診への切替の推進により、事業者健診データの取得数の減少要因となった。	9.0%	・未提供事業所に対し、県・労働局と連名によるへの勧奨を実施する。 ・管理簿による進捗管理の徹底を行い、健診機関への提供依頼を3ヶ月毎に実施する。	
		被扶養者の特定健診受診率を31.4%以上とする	31.4%	31.4%	達成	28.3%		被扶養者の特定健診実施率を31.7%以上とする	31.7%	・自治体のがん検診との同時実施を含む集団健診をさらに拡大することにより受診しやすい環境を整備する。 ・被扶養者の受診率が低調な事業所に対し、事業所側から受診を呼びかけるよう協力依頼を行う。
	特定保健指導の実施率及び質の向上	被保険者の特定保健指導の実施率を36.1%以上とする	36.1%	33.3%	未達成	19.8%	健診当日の特定保健指導の積極的な推進及びとやま健康企業宣言の宣言事業所(事業主)に対するアプローチを重点的に行うことにより、R4年度実績(32.1%)を上回ったものの、目標達成には至らなかった。	被保険者の特定保健指導実施率を35.6%以上とする	35.6%	・特定保健指導が未実施または低調な事業所に対し、訪問または電話により実施勧奨を行う。 ・外部委託を積極的に活用し、健診当日の初回分割面談を促進する。 ・バス検診利用者の遠隔による面談の活用を推進する。
		被扶養者の特定保健指導の実施率を22.2%以上とする	22.2%	22.9%	達成	15.6%		被扶養者の特定保健指導実施率を23.1%以上とする	23.1%	・特定保健指導対象者へ文書送付後、電話勧奨を実施し、利用促進を図る。 ・集団健診時に、健診当日の特定保健指導の実施拡大を推進する。
	重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.6%以上とする	13.6%	11.0%	未達成	9.2%	健診機関から早期の受診勧奨を実施していること及び事業所に対する医療機関受診を積極的に推進していることから、受診勧奨対象者は受診拒否者の割合が高く、目標達成には至らなかった。	健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする	37.6%	・健診機関からの早期受診勧奨を実施する。 ・事業所に対する要治療者の受診の徹底を呼びかける。
	コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を870事業所以上とする	870事業所	899事業所	達成	94,740事業所		健康宣言事業所数を1,010事業所以上とする	1,010事業所	・宣言に係る文書勧奨及び訪問勧奨を実施する。 ・納入告知書同封チラシ等々宣言事業所の募集記事や取り組みの好事例を掲載するなど、定期的な周知広報を実施する。 ・各種団体で実施しているセミナーに講師を派遣し、健康経営の浸透、及び宣言事業所の獲得に繋げる。
	広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を76.0%以上とする	76.0%	76.5%	達成	52.6%		全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を76.8%以上とする	76.8%	・新規適用事業所に対し、速やかに文書による登録勧奨を行う。 ・被保険者30名～99名の未委嘱事業所に対し、文書及び電話による登録勧奨を行う。 ※参考※ 勧奨履歴: R3…被保険者30名以上、R4…15～29名、R5…10～29名、100名以上
	ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で対前年度末以上とする	82.7%	84.5%	達成	44支部 (目標達成支部数)		ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で対前年度末以上とする	84.5%	医療機関及び薬局に対し、ジェネリック医薬品の使用状況にかかる情報提供を行う。
地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する	実施	実施	達成	41支部 (実施支部数)		(KPIから削除)	—	第8次医療計画、第4期医療費適正化計画の実施初年度であることから、進捗の把握に努め、引き続き審議の場において積極的な意見発信を行う。	
組織・運営 関係	費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について20%以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が4件以下の場合は一者応札件数を1件以下とする	20.0%以下	0%	達成	9.9%	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について15%以下とする	15.0%以下	ホームページに公告を掲載するとともに、より多くの事業者の参加を募るため、電話等による声掛けを行う。	